

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	第4回(仮称)伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例策定検討委員会
開 催 日 時	令和6年12月13日(金) 14時から
開 催 場 所	伊勢崎市役所本館5階職員研修室
出 席 者 氏 名	委 員：大澤委員長、関口委員、田中委員、里見委員、赤尾委員、南雲委員、定形委員 (欠席 小保方委員) 事務局：田部井産業経済副部長、石原商工労働課長、久保商工振興係長、和田主査
傍 聴 人 数	0人
会 議 の 議 題	議 事 (1) 前回(書面開催)の結果について【資料1】、【資料2】 (2) パブリックコメント実施結果について【資料3】 (3) 今後のスケジュール等について【資料4】 (4) 意見交換
会 議 資 料 の 内 容	【資料1】第3回(仮称)伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例策定検討委員会(書面開催)資料 【資料2】意見募集資料 【資料3】意見募集要項・募集結果 【資料4】今後のスケジュールについて

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 前回（書面会議）の結果について

資料1及び資料2について事務局から説明（前回、令和6年8月26日（月）から9月6日（金）開催の第3回検討委員会（書面会議）について、審議会等の会議の記録としてホームページで公表しているもの）。

<意見無し、承認。>

(2) パブリックコメントの実施結果について

資料3について事務局から説明。

【委員】パブリックコメントは予定どおり終わり、市ではこれから条例の条文づくりが本格化していく状況と推察する。事務局から商工団体の定義について、本委員会の意見を仰ぐとあったが、この辺りについて事務局からもう少し具体的に説明を求めたい。

【事務局】資料2にあるとおり商工団体の定義の骨子案は、商工会議所、商工会その他の中小企業者等に対して支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます、とあり、この度のパブリックコメントにおいて、ここに民主商工会という団体の名称について併記を求める旨の意見があったことから、改めて委員の皆様へ意見を賜りたい。

【委員】民主商工会とは市内にある伊勢崎佐波民主商工会さんという認識でよいか。

【事務局】ご認識のとおり。

【委員】例えば、商工会議所であれば、商工会議所法という法律を根拠にした、いわゆる法定団体に当たるが、そうではない団体からいただいたご意見という理解でよいか。

【事務局】ご発言のとおり。

【委員】承知した。民主商工会さんも中小企業者の支援を行う団体で、条例の趣旨に沿うような商工団体であると認識している。ただ、法律によらない団体名を条例に記載する場合、ほかにも同様な支援活動を行う団体もあり、公平性の観点が必要になるところではある。

【委員】商工団体の定義は、どこまでの範囲の団体を想定しているのか、確認しておきたい。

【事務局】商工会議所や商工会という特定の団体に限らず、市内に住所地を有し、中小企業者や小規模企業者を支援する団体も広く含んでいる。

【委員】了解した。商工業者を支援する団体であるにも関わらず、この条例から除外される団体があることは望ましくないと思う。

【委員】ここまでのご意見を少し整理しておきたい。他の自治体の条例について、県内では、前橋市のほか複数の市では、商工団体とせず、より広い定義で経済団体と記載する例が多く、逆に商工団体とするのは伊勢崎市の案だけと確認している。また、固有の団体を記載する場合、他市では商工会議所、商工会等のいわゆる法律を根拠とした経済団体のみを規定している。また、先ほどの委員から、法定団体以外の団体を全て条例に記載することについて懸念していることや、中小企業者の支援団体を広く対象と

することが望ましい旨のご発言があった。事務局からは、適用範囲は、市内に所在地のあるすべての中小企業等の支援団体であった。これらを整理すると、1つ目として、商工団体よりもより広い意味があり、県内でも一般的な経済団体と改めるほうがふさわしいこと、2つ目として、商工会議所や商工会、あるいは民主商工会といった固有名詞に当たる言葉を条文から除き、中小企業者等に対する支援を行うこと、地域経済の振興を図ることを目的とした団体であること、それから市内に事務所等を有することを定義する条文に改めれば、解決するのではないかと考える。

【委員】制定する条例内に、文言があってもなくても、我々はこの地域経済の振興とともに、事業所の発展を責務として様々な活動を行っているので、ただ今の案で異論はない。

【委員】条例に商工会議所や商工会という文言がなくても問題ないと思う。

【委員】これから制定する条例は、中小企業者・小規模企業者の方々の振興のための基本理念として、より多くの関係する方々との連携があって初めて本市の普遍的な位置づけになるものと考えている。そのため、先ほど整理されたとおり、また他の委員のご意見のとおり、商工会議所や商工会、あるいは民主商工会といった固有の名称ではなく、更に広義的な意味を持つ経済団体に改めることでよいと考える。

【委員】ここでお諮りしたい。商工団体の定義を経済団体に改めること、それから条文に商工会議所、商工会、民主商工会といった固有の名称を用いないことの2点について、皆様からご意見をいただき、いずれも異論ない旨の発言があったが、このことについて、今申し上げたとおりとしてよろしいか。

<その他意見なし。承認>

【委員】続いて2件目の意見について、意見あれば挙手願う。

<その他意見なし。承認。>

(3) 今後のスケジュールについて

資料4について事務局から説明。

【委員】意見があれば挙手を願う。

<意見なし。承認。>

(4) 意見交換

【委員】先ほど事務局から今後委員会の意見を求めたい機会が生じたときの言及があったが、まずは私の方に連絡してくれて構いません。また、商工団体から経済団体に定義を変えるきっかけとなり、私としてはパブリックコメントを実施してよかったと考えている。

【委員】私は伊勢崎市の総合計画の委員も務めており集大成に近づいている。今回条例の検討にも携わることができ、条例が制定したときには我々の立場から中小企業・小規模企業を支援していきたい。前回の書面会議の資料にある皆様のご意見を拝見し素晴らしいご意見であると感じている。

【委員】条例の骨子は今の時点で100%のものができたと思う。ただ、この先時代も変わってくると内容の見直しを行っていくものなのか知りたい。

【事務局】今回は理念条例について検討いただいているが、社会状況の変化に条例を対応していく必要があると認識している。全く改正しないというわけではないが、基本的には長いスパンで理

	念として通じるものを骨子として固められたと考えている。 【委員】素晴らしい条例の骨子ができたと思っている。条例が制定するときには広く市民に知っていただけるような取り組みをしていただくのがよいと考える。 <その他意見なし。承認。> 4. その他 <意見無し、承認。> 5. 閉 会
--	---